

第 6 2 号議案

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例

足立区東綾瀬公園温水プール条例（平成 4 年足立区条例第 2 9 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 2 プール施設の使用料の部（2）個人使用の款中「子供」を「子ども」に、「2 0 0 円」を「1 0 0 円」に改め、同表備考 6 中「子供」を「子ども」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けているものの使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

東綾瀬公園温水プールの使用料の額を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。